

令和 2 年
第 12 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 12 月 25 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	16 番	下之門 信洋	17 番	東垂水美智子	
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 1 人） 15 番 池田 慎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 73 号 農地法第 3 条許可指令書の取消について
- 日程第 6 議案第 74 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 75 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 77 号 非農地証明願いについて
- 日程第 10 議案第 78 号 農業委員会等に関する法律第 38 条に基づく意見書の承認について

- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。池田委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 12 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 173 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、14番 月野委員、17番 東垂水美智子委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月25日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 資料の差替えをお願いします。3ページです。審議番号1番を削除して、審議番号6番を追加しています。続きまして5ページです。一番下の行を追加しています。最後に18ページです。審議番号86番を追加しています。以上です。

それでは、議案審議に係る通知事案について説明いたします。

先ず、3ページになります。農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が5件ございました。

賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの2件、借人主導によるもの3件となっております。地目の内訳は、畑8筆 9,114㎡で、穎娃地域4件、川辺地域1件です。

続きまして6ページから18ページになります。農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が86件ございました。

賃貸人は、指宿市の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの32件、借人主導によるもの54件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが65件となっております。地目の内訳は、田53筆 31,790㎡、畑85筆 107,568㎡の合計138筆 139,358㎡で、穎娃地域7件、知覧地域50件、川辺地域29件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 報告の前に、前回の総会におきまして、新規認定農家1件について、現状面積と比較し5年後の目標面積の設定が高すぎるのではとの意見がありました。農政課に確認したところ、高性能機械の新規導入と繁忙期における雇用の確保により、達成可能な面積と考えているとの回答でありましたので報告いたします。

資料は20頁から27頁で、今回は、新規認定4件、再認定24件であります。

一覧表は21頁、新規認定個別表は、22頁からになります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、葉たばこ240aの経営を行っていますが、今後は、260aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶300a、にんじん50aの経営を行っていますが、今後は、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶147aの経営を行っていますが、今後は、茶400a、キャベツ50aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号4、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、施設でミニトマト15aの経営を行っていますが、今後は、30aまで面積を増やすなどして、経営の法人化を目指す考えです。

4件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定24件の個別表は、資料の24頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第73号 農地法第3条許可指令書の取消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 29 ㊦の農地法第3条許可指令書の取消しでございます。

令和元年7月29日付け南九農委指令第20～22号で所有権移転が許可された3件につきまして取消申請がなされております。

申請人のうち譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 外2名、譲受人は、頤娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

地目の内訳は、畑4筆 5,063 m²、取引価格につきましては、4筆で2,178,000円、取消理由につきましては、土地代金の支払いが困難になったことによるもので、許可書原本が返却されております。

説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第73号に係る案件については、申請どおり取消しを許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第73号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第6 議案第74号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 31 ㊦、32 ㊦の所有権移転10件でございます。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田4筆 1,459 m²、畑 14 筆 12,624 m²の合計 18 筆 14,083 m²で、理由につきましては、規模拡大5件、受贈4件、空き家物件に接続する農地の取得1件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 20 万円から 127 万円で、地域別では、潁娃地域6件、知覧地域1件、川辺地域3件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、33 号から 39 号の調査書、営農計画書及び誓約書のとおりでありまして、すべての案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

また、40 号につきましては、審議番号 10 番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。これにつきましては、空き家が建っている宅地と接続する、空き家所有者の農地を同時に取得する場合に、「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の添付、取得後5年間は所有権移転及び農地転用を認めないことを条件に、下限面積を1m²とするものです。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 74 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 74 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 75 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。今市委員をお願いします。

今市委員

報告いたします。42 号の審議番号1番です。

関連資料は 46 号から 48 号になります。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 359 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は山林に、東側は畑に、南側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、吉崎委員お願いします。

吉崎委員

報告いたします。審議番号2番です。

関連資料は 49 号から 51 号になります。

譲受人は、鰐川町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 125 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、自身が申請地西側に設置した太陽光発電施設の維持管理、点検のために、申請地を譲り受けて、隣接する山林1筆と一体で管理用通路、資材置場、駐車場を整備しようとするものです。

申請地及び一体利用する山林の北側、東側は農道に、南側は山林に、西側は雑種地に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、月野委員お願いします。

月野委員

報告いたします。審議番号3番です。

関連資料は 52 号から 54 号になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鰐川町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 993 のうち 281 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受

けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は畑に、東側は宅地に、南側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 報告いたします。審議番号4番です。

関連資料は 55 頁から 57 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 畑 627 のうち 499 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号5番です。

関連資料は 58 頁から 60 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 815 のうち 66 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、審議番号4番の一般住宅建築に伴い、申請地を譲り受けて、住宅地への進入通路を整備しようとするものです。

申請地の北側、南側、西側は畑に、東側は市道に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、東垂水勝秀委員をお願いします。

東垂水
勝秀委員

報告いたします。審議番号6番です。

関連資料は 61 頁から 63 頁になります。

譲受人は、大阪府藤井寺市の〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 1,921 m²で、〇〇〇自治会北東側に位置します。

申請人は、大阪府藤井寺市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の周囲は山林に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号7番です。

関連資料は 64 頁から 66 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 畑 553 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地及び隣接する宅地1筆、山林1筆を取得する予定ですが、申請地は、日当たり、土壌が悪く耕作に適さないことからクヌギを植林しようとするものです。

申請地の北側、東側は宅地に、南側、西側は山林に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号8番です。

関連資料は 67 頁から 69 頁になります。

譲受人は、始良市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 畑 244 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、空き家バンクに登録された住宅及び宅地1筆とそれに接続する畑2筆を取得する予定ですが、申請地を譲り受けて、住宅リフォーム用の資材置場兼

作業用倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号9番です。

関連資料は 70 頁から 72 頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 畑 274 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、退居を求められていることから、申請地を父から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側、西側は宅地に、南側は雑種地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号 10 番です。

関連資料は 73 頁から 75 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、始良市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 田 382 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は宅地に、東側は市道に、南側は田に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号 11 番です。

関連資料は 76 頁から 78 頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、始良市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 畑 89 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、隣接する宅地1筆と一体で一般住宅を建築しようとするものです。

申請地及び一体利用する宅地の北東側は宅地、山林に、南東側は宅地に、南西側、北西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請 所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号6番の太陽光発電施設につきましては、環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

また、審議番号7番につきましては、転用目的が山林であり、クヌギを植林する計画ですが、申請地北側隣接の宅地が申請人の自己所有地であり、西側隣接の宅地が取得予定地であることから、植林に対する土地所有者からの同意書は提出されていませんが、宅地との境界から5m程度控えて植林する計画になっています。

審議番号1番の立地基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に医療機関、公共施設が存する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号2番及び3番につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、審議番号2番につきましては、申請地西側に設置した太陽光発電施設の維持管理、点検のために、管理用通路、資材置場、駐車場を整備するもので、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

また、審議番号3番につきましては、概ね50m以内に3戸以上の住宅があることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号4番から8番, 10 番, 11 番につきましては, 中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから, 第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 9 番につきましては, 都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから, 第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号2番及び3番につきましては, 第1種農地に区分されるため, 来月, 県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問, 御意見はございませんか。

宮原委員 審議番号 3 番ですが, 既に擁壁工事が着工されています。よろしいんですか。

農地係長 現地調査の段階では, まだ草を払っただけの状態だったのですが, その後はみていませんけど, 業者なり申請人に注意をしたいと思います。

梶山委員 審議番号 5 番ですが, 56 ㍴, 57 ㍴の地籍図で取り付け道路により遮断された農地は, その持ち主が耕作できるんでしょうか。

農地係長 その残地についての耕作は, まだ確認をしていません。

森山主任主査 補足ですが, 転用調査にいつて頂いた折, 同様の指摘が農業委員からありまして, 購入者によりますと, 所有者から, 全部まとめて譲りますとあったようで, 今回の〇〇〇〇さんにつきましては, 後で, 3条申請で〇〇〇〇を取得し家庭菜園として活用していきたいとの申し出がありましたので, 今後は〇〇〇〇さんが利用していくことになります。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 75 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第 75 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

資料 81 頁、82 頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、大阪市〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 6 件です。

畑 14 筆 21,518 m²で、理由につきましては、規模拡大 5 件、受贈 2 件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 34,000 円から 499,000 円で、額娃地域 4 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、84 頁から 143 頁の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、北九州市〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 327 件です。

設定面積は、田 40 筆 32,694 m²、畑 650 筆 814,709 m²、山林 1 筆 1,683 m²の合計 691 筆 849,086 m²で、額娃地域 149 件、知覧地域 59 件、川辺地域 120 件となっております。

なお、134 頁から 143 頁につきましては、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 9 件、設定面積は、田 2 筆 2,055 m²、畑 156 筆 216,167 m²、山林 1 筆 1,683 m²で、額娃地域 3 件、知覧地域 5 件、川辺地域 1 件となっております。

続きまして、145 頁から 160 頁の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 38 件です。

設定面積は、田 204 筆 101,888 m²、畑 89 筆 142,830 m²の合計 293 筆 244,718 m²で、額娃地域 11 件、知覧地域 10 件、川辺地域 18 件となっております。

なお、151 頁から 160 頁につきましては、農地中間管理事業での「使用貸借利

用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 11 件、設定面積は、田 200 筆 99,811 m²、畑 48 筆 100,940 m²の合計 248 筆 200,751 m²で、颯娃地域 1 件、知覧地域 2 件、川辺地域 8 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、199 番、316 番、317 番、中間管理事業の 327 番、〇〇委員が、209 番、また、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、23 番、〇〇委員が、27 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(3 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、
議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御
異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する
案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇
委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

（ 3 委員 入室）

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 76 号 農業経営基盤強
化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件に
ついては申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 77 号 非農地証明願いについてを議題といたし
ます。まず、現地調査員の御報告を求めます。今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。162 ㊦の審議番号1番です。
関連資料は 163 ㊦から 165 ㊦になります。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外3筆 田 410 m²で、〇〇〇自治会南側に位
置します。
昭和 40 年頃まで耕作していましたが、道路の状況も悪く、周囲が山林になって
きたため、杉を植林しましたが、管理が行き届かずに杉は育たず、50 年以上経過
し、竹林の状態で現在に至っています。
周囲も山林の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も継続して
農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水
勝秀委員

報告いたします。審議番号2番です。

関連資料は 166 頁から 169 頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外5筆 田 1,165 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

昭和 60 年頃まで耕作していましたが、高齢により作業ができなくなったため、杉を植林しましたが、管理が行き届かずに杉は育たず、30 年以上経過し、竹林の状態で現在に至っています。

周囲も山林の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、170 頁の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂しからの経過年数を勘案した上で、農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 77 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第 10 議案第 78 号 農業委員会等に関する法律第 38 条に基づく意見書の承認についてを審議いたします。まず、事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 172 頁になります。農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に「農業委員会は、政策を企画立案し又は実施する関係行政機関に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と規定されています。

また、第 2 項に「関係行政機関は、政策の実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならない。」とも規定されております。

先月の総会で、さつまいもの基腐病が大きな問題になっており、農業経営も一段と厳しくなっているのです。農業委員会から市に対し要望書を提出したらどうかという意見が出て委員全員の賛同を得ましたので、本日、上程をするところでもあります。

内容につきましては、読み上げて説明にかえさせていただきます。

「さつまいも基腐病に対する転換作物の早急な検討
及び新規就農者への支援について」

貴職におかれましては、市政発展のため日夜御尽力されていることにに対し衷心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は未だ収束の見込みはなく、南九州市内においても各分野において多大な影響を受けています。農業においては、加えて、茶価や牛肉相場の低迷、秋冬野菜価格の暴落、さつまいも基腐病による被害等々により、取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

特に、本市の基幹作物であるさつまいもは基腐病による被害が拡大しており、有効な防除薬剤がない等の理由から次年作をあきらめる農家もいると聞いているところです。また、近年、新規就農者数は減少傾向にあります。このような状況では農業で自立しようとする若者は出てこないのではないかと危惧されます。更に、さつまいもの作付断念や高齢者の離農などによる耕作放棄地の発生も予想されるところです。

つきましては、農地利用の最適化を推進し、儲かる農業、魅力ある農村を実現するため、さつまいもに変わる新たな作物の早急な検討と新規就農者への支援の更なる充実に取り組んでいただきますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条により提出します。

令和2年12月25日、南九州市長 塗木弘幸殿、
南九州市農業委員会会長 松村孝徳 以上でございます。

議 長 只今事務局より説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

本木下委員 非常に申し訳ございませんけれども、前回、私の方から提案しましたけれども、若干、修正をお願いします。
前回、転換作物の早急な検討と申し上げましたけれども、その部分を「有効な薬剤開発の要請」に修正をして頂けないかということです。
また、さつまいもは長年、地域の産業振興や防災作物として定着していますので、さつまいもにかわる転換作物は厳しいものがあると考えましたので、この部分を「有効な薬剤開発の要請」に修正で協議をお願いします。

議 長 薬剤開発はメーカーじゃないとちょっと難しいのではないのでしょうか。

本木下委員 先日、一般質問も7件ほどあったということで、そのなかで地域への影響という話もありまして、薬剤開発の要請を市から国・県・あるいはメーカーへ要請して頂きたいという意見もあり、変更をして頂けないかということです。

議 長 そのとおりですね。薬剤が開発されないと先に進まない話ですし、代替になりますと早急に見つからないと思います。話によりますと、薬剤は6月頃でてくると聞いていますが、土壌消毒は3月頃から始めますから、そのへんのずれがありますので、早急な対応への要請ということで意味があると思っています。

要望書は、内部でまた審議して、そのへんのところを調整して変えていきたいと思います。会長一任と言うことでよろしいでしょうか。

本木下委員 お願いします。

下之門委員 先日、南日本新聞で、中種子町ではさつまいも農家に一律2万円ぐらいの助成金をやると。実は、お茶に関しても中種子は国の次期作支援とは別に単独で一律7万円の助成金をやっているところです。

南九州市においても、喫緊の問題として来春に作付する甘藷に対して、いくらかでも助成金でもできないかという要望もしたらどうでしょうか。

事務局長 おそらく農政課の方で、今度の12月補正とかで、支援金を組んで可決されていたと思います。

国の交付金で救えない部分についても、市の方で全部はできないでしょうけど、ある程度の支援はしていく方向ではあると思います。

議 長 農家は、収入保険の加入や借地料を下げる協議を地主さんとするなりして、コスト低減を考えていてもらいたいと思います。

吉崎委員 防除体制は、本木下委員と全く同じ考えですけど、南九州市広報紙のなかに、農政課からの情報で基腐で被害が40%以上あった場合は20万円、20%以上あった方は10万円、1戸あたりですね。そういう情報も得ております。ですから市からの単独の補填金はそれでいいと思います。防除体制で強くお願いした方が私はいいいと思います。

雪丸委員 農薬だけを使うとますます病気が強くなります。有効な細菌を使う方法もあると思います。先般、研修に行ったときに、八代の方でそういう菌を作っている方から話を聞いたのですが、そういうのも少し頭に入れた方がいいのではないのでしょうか。有機栽培をしている人たちが結構うまくやっているんですよね。何を使っているかという菌を培養させて散布して病気をなくしています。農薬だけを使うのだけでなく農協でもバイデルマンという菌を使って効くという推進もやっているみたいですが。そういう方向性も持っていた方がいいのではないのでしょうか。

議 長 科学的薬剤と自然界の菌を利用した農法の両方を要望書に入れ込めばいいと思います。

皆さん、そういう方向で表現してよろしいですか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ほかにございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第78号の意見書については、一部修正のうえ農業委員会の意見として市長あてに要望することに異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 78 号については、一部修正のうえ市長あてに意見書を提出することに決定しました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 2 年第 12 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 30 分